

新清掃工場の建設に向けた取り組み状況について

1. 報告事項

(1) 事業方式の決定

- 新清掃工場における事業方式を「**公設民営（DBO）方式**」に決定しました。
- 事業方式を決定するまでのステップは以下のとおりとなります。

庁内検討委員会での調査・検討 → **事業方式**に関する**調査**（PFI等導入可能性調査）
→ **費用に対する効果**の検証 → **庁議**

○決定した理由

- ・事業者の参加意欲が高く競争性が働くこと
- ・20年間の総事業費において最も財政効果が高いこと

(2) 施設規模の決定

- 施設規模の上限を「**168トン/日**」としました。

これには国の規定に基づき、ごみの計画年間処理量に災害廃棄物の処理量10%を加えています。

○施設規模の算出方法

【循環型社会形成推進交付金等に係る施設の整備規模について（通知）】（令和6年3月29日、環境省）】

施設規模 = 計画年間日平均処理量（t/日）÷実稼働率（%）

※ 年間実稼働実日数：年間日数365日から年間停止日数の上限75日を引いて日数で「290日」とした

※ 実稼働率：年間実稼働実日数（290日）を年間日数365日を除した

計画年間日平均処理量	計画目標年度における計画年間処理量を年間日数365日で除して設定した値
計画目標年度	稼働開始予定年度以降の各年度の計画年間処理量の予測値の推移を勘案して設定した年度
計画年間処理量	将来ごみ処理量から算出した値
実稼働率	年間実稼働日数を年間日数365日で除して設定
年間実稼働日数	年間日数365日から年間停止日数を差し引いた日数
年間停止日数	上限を75日とする。補修整備期間、補修点検期間、全停止期間、故障の修理・やむを得ない一時休止の日数を合計した日数

(3) 令和7年度の主な取り組み

① 旧清掃工場の解体設計

令和8年度～令和9年度に予定している解体工事について、設計業務を進めています。

② 新清掃工場の建設・運営事業者の選定業務

令和8年度に予定している事業者選定に向け、各種、業務を進めております。